

呉市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱

住宅政策課

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用の促進を図るため市内の空き家内の家財道具等を処分し、呉市空き家バンクに登録又は宅地建物取引業者と媒介契約を締結する所有者等に予算の範囲内において行う補助金の交付について、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号、以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののうち、専ら居住の用に供される一戸建ての家屋をいい、集合住宅及び居住部分の面積割合が2分の1に満たない店舗併用住宅を含まない。
- (2) 家財道具等 居住部分に供されていた家財道具等をいい、店舗併用住宅においては、店舗部分に供されていた家財道具等を除くものとする。
- (3) 補助対象物件 この要綱により処分及び運搬の対象となる家財道具等が存する空き家をいう。
- (4) 親族 三親等内の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、この要綱の実施日以降に、市内に存する空き家の家財道具等を処分及び運搬（以下「家財道具等処分」という。）する者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者又はその配偶者又はその親族であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3号の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者でないこと。
- (4) 自ら家財道具等処分を行わず、第三者に委託する場合は、呉市一般廃棄物処理業者名簿に記載されている業者（以下「業者」という。）に委託すること。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して3年間、第三者に対する賃貸又は売買を目的として、補助対象物件を呉市空き家バンクへ登録又は補助対象物件について宅地建物取引業者との媒介契約を締結すること。ただし、当該3年を迎える日までに第三者と賃貸又は売買の契約を締結することとなった場合はこの限りではない。
- (6) 当該補助対象物件に対し、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の内容)

第4条 補助金の額は、家財道具等処分に要した費用又は委託費の10分の1

0に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とし、その上限は100,000円とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付申請は、補助対象物件内の家財道具等処分を行う日より前に行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市空き家財道具等処分費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象物件の全部事項証明書又は、当該空き家等の建物が未登記である場合は公課証明書（いずれも交付申請日前3か月以内に交付されたものに限る。ただし、呉市職員が原本と照合し相違ないことを確認した場合に限りその写しに代えることができることとする。）

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) 家財道具等処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの（自ら家財道具等処分を行わない場合は、業者が作成した見積書）

(4) 家財道具等処分前の室内の写真

(5) 補助対象者が家財道具等の所有者でない場合は、補助対象者と当該所有者との続柄が確認できる戸籍の全部事項証明書等

(6) 店舗併用住宅の場合は、居住面積が明らかになる平面図及び面積計算書

(7) その他市長が必要と認める書類

3 申請者が前項の申請を取り下げるときは、呉市空き家財道具等処分費補助金交付申請取下書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、呉市空き家財道具等処分費補助金交付決定通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知しなければならない。

2 補助金の交付条件の設定及び交付申請の取下げについては、規則第6条及び第8条に定めるところによるものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等、補助事業の遂行及び状況報告）

第7条 事情変更による交付決定の取消し等、交付決定を受けた事業の遂行及び状況報告については、規則第9条、第10条及び第11条に定めるところによるものとする。

（実績の報告）

第8条 第5条の規定により交付決定通知書の通知を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、家財道具等処分が完了した日から40日又は当該年度の最終日のいずれか早い日までに、呉市空き家財道具等処分実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象物件に係る宅地建物取引業者との売買又は賃貸借媒介契約書の写し（ただし、呉市空き家バンクに登録した補助対象物件はこの限りでない。）

- (2) 家財道具等処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (3) 家財道具等処分後の室内写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、呉市空き家家財道具等処分費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、速やかに補助金交付決定者に通知しなければならない。

2 補助金交付決定者は、補助金の交付を請求する場合には、呉市空き家家財道具等処分費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該請求書を受理した日の翌日から30日以内に、補助金交付決定者に対し補助金を交付しなければならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助金交付決定者に対して報告を求め、又は当該者の承諾を得た上で職員を当該対象住宅に立ち入らせた上、関係書類を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、第6条第1項の規定による決定を取消し、補助金交付決定者に対して呉市空き家家財道具等処分費補助金取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 第5号の規定に該当しなくなったとき
- (2) 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付している補助金を補助金交付決定者に返還させることができる。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。